

第46号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

1. 条例改正の概要

次の（１）から（２）までの内容を改正する。

- （１）狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料について、マイクロチップを装着した犬に係る登録手数料を取らないこととする。
- （２）東京都ふぐの取扱い規制条例に基づくふぐ加工製品の取扱いに係る届出済票の交付手数料を廃止する。

2. 改正理由

【（１）狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料】

動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、令和4年6月1日より犬猫等販売業者に対して、犬猫へのマイクロチップの装着が義務付けられた。当該犬に装着されたマイクロチップについては、所有者が所有者の情報を国に登録を行うことにより、狂犬病予防法に規定されている「市町村長から交付された鑑札」とみなされることとなった。

国が保有する犬の登録データについては、各市区町村長から環境大臣に「求め」を行うことにより登録情報の通知を得ることが可能であり、品川区はこの「求め」を行うものとしたことから、当該犬については狂犬病予防法に基づく犬の登録申請が不要となった。

【（２）ふぐ加工製品の取扱いに係る届出済票の交付手数料の廃止】

平成30年の食品衛生法改正に伴い、ふぐを処理する営業者の義務等が食品衛生法施行規則に規定された。

こうした国の動きを受け、東京都は、都内におけるふぐの流通状況の実情を踏まえ、ふぐの取扱い等に関する都民の安全・安心を確保するための制度の在り方について、東京都食品安全審議会に諮問した。

その結果、都内に流通するふぐ加工製品の除毒状況は十分に改善しており、一般食品と区別して取り扱う必要はないとの理由により、令和3年10月13日、ふぐ加工製品取扱い制度を廃止することが答申された（別紙1）。

この答申をふまえ、東京都が令和4年3月31日にふぐ条例を改正したことにより、区で実施していたふぐ加工製品取扱い制度が廃止となった。

3. 改正内容

品川区手数料条例の別表(第2条関係)の一部を改正する。(新旧対照表(別紙2)のとおり)

4. 施行日

交付の日から施行する。

ふぐの取扱い等に関する制度の在り方について

～ふぐ処理者の認定要件の全国平準化等に伴うふぐ調理師免許制度等の見直し～

<答申概要>

現行の規制

<食品衛生法>

有毒な物質（ふぐ毒）が含まれる食品は販売等禁止（法第6条第2号）

ただし、有毒部位の除去処理等により人の健康を損なうおそれがない場合は販売等可能

<フグの衛生確保について（昭和58年国通知*）> ※令和3年に改正

処理は、有毒部位の確実な除去等ができること知事等が認める者・施設に限って行うこと

各都道府県等において、条例や要綱等により地域の実情に応じた規制を実施

<東京都ふぐの取扱い規制条例等による規制>

未処理のふぐの取扱い

規制範囲：ふぐの取扱い（食用ふぐを販売又は販売の用に供するための貯蔵、処理、加工、若しくは調理すること）

●ふぐ調理師免許制度（人に対する規制）

ふぐ調理師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。

《受験資格》 調理師免許、ふぐ調理師の下での2年以上の従事経験

《試験内容》 学科試験：条例・規則に関すること、ふぐに関する一般知識

実技試験：種類鑑別、内臓識別、除毒処理（調理技術を含む）

《他自治体からの受入要件》

都と同等以上の試験内容である自治体*の免許取得者で、調理師免許取得者かつ都知事が行う講習会（都条例及び規則に関すること）を受講した者

※埼玉県、神奈川県、滋賀県、岡山県、徳島県、鹿児島県

●ふぐ取扱所認証制度（施設に対する規制）

ふぐの取扱いを業として行う場合、ふぐ取扱所ごとに都知事の認証を受けなければならない。認証書をふぐ取扱所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

《認証書記載事項》 ・ふぐ取扱所の名称及び所在地 ・専任のふぐ調理師の氏名

ふぐ加工製品（身欠きふぐ等の処理済のふぐ）の取扱い

ふぐ加工製品：処理の終わったものであって、身欠きふぐ、精巢、ふぐ刺身、ふぐそう菜その他そのまま食用に供されるもの及びふぐちり材料その他加熱等の調理を行い食用に供されるもの

●ふぐ加工製品取扱届出制度（身欠きふぐ等の処理済みのふぐに対する規制）

ふぐ加工製品の取扱いを行おうとする者は、施設ごとに、届け出なければならない。

○ 届出済票を施設の見やすい場所に掲示

○ 容器包装に入れられ、見やすい箇所に次の表示が必要

身欠きふぐ：有毒部位除去済である旨、それを表示したふぐ取扱所所在地及び営業者氏名

精巢：精巢である旨（名称）

○ ふぐ加工製品の仕入等に関する記録の作成・保管

検討の背景

<国の動き>

●食品衛生法施行規則の改正

- ① ふぐを処理する営業者の義務：ふぐ処理者以外の者にふぐを処理させてはならない
- ② ふぐを処理する施設の施設基準：有毒部位を保管する施設容器、処理専用の器具等

●「ふぐ処理者の認定基準について」国通知発出（令和元年10月31日）

目的：ふぐ処理者の知識及び技術の水準の全国平準化

内容：ふぐ処理者の認定に必要な事項（試験科目等）、他自治体の有資格者の受入れに関する手続き等

<東京都の地域特性及び現状>

ふぐの流通状況：食用不可、種類不明ふぐを含め、全国各地から多種多様な種類が流通している。

ふぐを取り扱う認証施設の状況：認証施設数が多く、また多店舗展開する施設が多い。

認証書等の掲示：有毒部位の確実な除去等ができること知事が認める者を設置した施設であることを、都民に明示している。

ふぐ加工製品の状況：都内卸売市場で流通する身欠きふぐについて、令和3年の調査では除毒不十分な身欠きふぐは確認されておらず、除毒処理状況は十分に改善されている。

見直しの方向性

●規制範囲：引き続き「処理」と合わせ、「販売」、「販売の用に供するための貯蔵」の規制を継続する。 「処理」後の「加工」、「調理」を規制範囲から除外する。

- 理由
- ① 「販売」、「販売の用に供するための貯蔵」の規制継続により、有資格者の関与が確実になる。
 - ② 未処理のふぐを「加工」、「調理」する前に「処理」が必要。「処理」の規制継続により、有毒部位は確実に除去されるため、「加工」、「調理」を規制範囲から除外しても、安全性は確保される。

●ふぐ調理師免許制度：国の認定基準及び東京都の実情に基づき以下のとおり見直す。

《受験資格》 なし

《試験内容》 学科試験：条例・規則に関すること、水産食品の衛生に関する知識、ふぐに関する一般知識
実技試験：種類鑑別、内臓識別、除毒処理（調理技術を外す）

《他自治体からの受入要件》 都と同等以上の試験内容である自治体の認定取得者で、都の講習会（ふぐ条例及び規則並びに都内に流通するふぐに関すること）を受講した者

- 理由
- ① 国の認定基準では、認定に必要な知識及び技術は試験により確認することとされている。有毒部位の除去等が確実にできることが求められており、調理技術の確認は求められていない。
 - ② 多種多様なふぐが流通する東京都の実情を踏まえて、他自治体からの受入の際に、都内に流通するふぐに関する知識を付与する必要がある。

●ふぐ取扱所認証制度：現行制度を継続する。

- 理由
- ① 有資格者が複数施設で兼任することが容易な環境であるため、確実に有資格者の下でふぐの取扱いをさせるためには専任規定が引き続き必要である。
 - ② ふぐ処理施設であることを都民に明示するため、引き続き認証書の掲示義務が必要である。

●ふぐ加工製品取扱届出制度：廃止とする。

- 理由
- ① 東京都の調査結果によると、都内卸売市場で流通するふぐ加工製品の除毒状況は十分に改善しており、一般食品と区別して取り扱う必要はない。
 - ② 身欠きふぐ及び精巢について、食品表示法により「名称」、「処理施設所在地」、「処理業者氏名」等の個別的義務表示事項が規定されている。
 - ③ 食品表示法の義務表示において、処理業者として除毒処理者以外の者が表示された場合でも、食品衛生法改正に伴い HACCP に沿った衛生管理が義務付けられたことにより、ふぐ加工製品の仕入れ等に関する記録から、除毒処理者を確認することができる。

品川区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|---------|-------------|----------|---|---------|-------------|----------|
| ○品川区手数料条例 平成12年3月28日条例第5号 | | | | ○品川区手数料条例 平成12年3月28日条例第5号 | | | |
| <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | | | | | | | |
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | |
| (4) 健康推進部関係 | | | | (4) 健康推進部関係 | | | |
| 事務 | 名称 | 金額 | 徴収時期 | 事務 | 名称 | 金額 | 徴収時期 |
| 12 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録（鑑札の交付を含み、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の所有者から狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみな | 犬の登録手数料 | 1頭につき3,000円 | 登録申請のとき。 | 12 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録（鑑札の交付を含む。） | 犬の登録手数料 | 1頭につき3,000円 | 登録申請のとき。 |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|-------------|-----------------|----------|--|--------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| す場合を除く。) | | | | | | | |
| (削除) | | | | <u>50 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）第17条の規定に基づくふぐ加工製品の取扱いに係る届出済票の交付（卸売市場外における営業に係るものに限る。）</u> | <u>ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料</u> | <u>3,000円（再交付の場合にあっては、2,400円）</u> | <u>届出のと</u> <u>き。</u> |
| <u>50</u> 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に係るものに限る。）の発行 | 輸出証明書発行手数料 | 1通につき870円 | 発行申請のとき。 | <u>51</u> 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に係るものに限る。）の発行 | 輸出証明書発行手数料 | 1通につき870円 | 発行申請のとき。 |
| <u>51</u> 農林水産物及び食品の輸出の促進に関 | 適合施設認定申請手数料 | 現地調査を要する場合にあっては | 認定申請のとき。 | <u>52</u> 農林水産物及び食品の輸出の促進に関 | 適合施設認定申請手数料 | 現地調査を要する場合にあっては | 認定申請のとき。 |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|------------------------------------|--|-------------------------------|--|------------------------------------|--|-------------------------------|--|
| する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査 | | 20,900円、書類審査のみの場合にあつては10,400円 | | する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査 | | 20,900円、書類審査のみの場合にあつては10,400円 | |

第46号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

令和3年5月28日に改正された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」、令和2年3月31日に改正された「租税特別措置法」ならびに令和4年5月20日に改正された「建築基準法」の施行に伴い、品川区手数料条例の改正を行う必要があるため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関わる改正

①既存住宅を対象とした長期優良住宅認定申請等の追加

建築行為（新築・増改築）がない既存住宅でも、適切な維持保全計画がなされる等の基準を満たす場合、長期優良住宅認定が可能となったため、認定申請等手数料を追加する。（別表 57、58、60）

②長期優良住宅を対象とした容積率緩和許可申請の新設

長期優良住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合、容積率制限の緩和が可能となったため、新たに許可申請手数料を定める。（別表 60 の 2）

(2) 租税特別措置法に関わる改正

①法の項ずれおよび条文削除に伴い、規定整備を行う。（別表 45、46）

②今後発生しない認定申請手数料の規定を削除する。（別表 47）

(3) 建築基準法に関わる改正

①法の項ずれに伴い、規定整備を行う。

（別表 39、39 の 2、44 の 3 の 2、44 の 3 の 3）

3. 改正する手数料 [別紙 1]

| | | |
|----------------------------|---------------|---------|
| (1) 仮設建築物の建築許可申請手数料 | 別表 39 | (P1) |
| (2) 仮設興行場等の建築許可申請手数料 | 別表 39 の 2 | (P1) |
| (3) 一時的な興行場等への用途変更許可申請手数料 | 別表 44 の 3 の 2 | (P1) |
| (4) 一時的な特別興行場への用途変更許可申請手数料 | 別表 44 の 3 の 3 | (P1～2) |
| (5) 優良宅地造成の認定申請手数料 | 別表 45 | (P2～3) |
| (6) 優良住宅新築の認定申請手数料 | 別表 46 | (P3～4) |
| (7) 良質住宅新築の認定申請手数料 | 別表 47 | (P4～5) |
| (8) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 | 別表 57 | (P5～17) |

- (9) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料 別表 58 (P17~20)
- (10) 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料
別表 60 (P20)
- (11) 長期優良住宅法律第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例
許可申請手数料 別表 60 の 2 (P21)

4. 施行期日

- ・令和 4 年 1 0 月 1 日 : 3. 改正する手数料の (8) から (10)
- ・本条例の公布の日 : 3. 改正する手数料の (1) から (7) および (11)

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|--|----------|----------|--|--|----------|----------|
| ○品川区手数料条例 平成12年3月28日条例第5号 別表（第2条関係） （5） 都市環境部関係 | | | | ○品川区手数料条例 平成12年3月28日条例第5号 別表（第2条関係） （5） 都市環境部関係 | | | |
| 事務 | 名称 | 金額 | 徴収時期 | 事務 | 名称 | 金額 | 徴収時期 |
| 39 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | 仮設建築物建築許可申請手数料 | 108,000円 | 許可申請のとき。 | 39 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | 仮設建築物建築許可申請手数料 | 108,000円 | 許可申請のとき。 |
| 39の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | 仮設興行場等建築許可申請手数料 | 195,000円 | 許可申請のとき。 | 39の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | 仮設興行場等建築許可申請手数料 | 195,000円 | 許可申請のとき。 |
| 44の3の2 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 | 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 | 108,000円 | 許可申請のとき。 | 44の3の2 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 | 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 | 108,000円 | 許可申請のとき。 |
| 44の3の3 建築基準法第87条の3第7項 | 建築物の用途を変更して一 | 195,000円 | 許可申請のとき。 | 44の3の3 建築基準法第87条の3第6項 | 建築物の用途を変更して一 | 195,000円 | 許可申請のとき。 |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|--|---|--------------|---|--|---|--------------|
| の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 | 時的に特別興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可申 請手数料 | | | の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 | 時的に特別興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可申 請手数料 | | |
| 45 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第28条の4第3 項第5号イもしくは 第7号イ、 <u>第31条の 2第2項第14号ハ、 第62条の3第4項第 14号ハ、</u> 第63条第3 項第5号イもしくは 第7号イに規定する 宅地の造成が優良な 宅地の供給に寄与す るものであることに ついての認定の申請 に対する審査 | 優良宅地造成 認定申請手数料 | 造成宅地の面積に 応じ次に掲げる額 | 認定申請の とき。 | 45 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第28条の4第3 項第5号イもしくは 第7号イ、 <u>第31条の 2第2項第15号ハ、 第62条の3第4項第 15号ハ、</u> 第63条第3 項第5号イもしくは 第7号イ <u>もしくは第 68条の69第3項第5 号イまたは租税特別措 置法等の一部を改正 する法律(平成10年 法律第23号。以下こ の項および47の項に おいて「平成10年改 正措置法」という。)</u> <u>附則第20条第3項の 規定によりなお従前</u> | 優良宅地造成 認定申請手数料 | 造成宅地の面積に 応じ次に掲げる額 | 認定申請の とき。 |
| | | ア 0.1ヘクタ ール未満のも の 86,000円 イ 0.1ヘクタ ール以上0.3 ヘクタール未 満のもの 130,000円 ウ 0.3ヘクタ ール以上0.6 ヘクタール未 満のもの 190,000円 エ 0.6ヘクタ ール以上1ヘ クタール未満 のもの 260,000円 オ 1ヘクター | | | | ア 0.1ヘクタ ール未満のも の 86,000円 イ 0.1ヘクタ ール以上0.3 ヘクタール未 満のもの 130,000円 ウ 0.3ヘクタ ール以上0.6 ヘクタール未 満のもの 190,000円 エ 0.6ヘクタ ール以上1ヘ クタール未満 のもの 260,000円 オ 1ヘクター | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|---------------|---|----------|-----|---|---------------|---|---|
| | | | ル以上3ヘクタール未満のもの 390,000円 カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 510,000円 キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 660,000円 ク 10ヘクタール以上のもの 870,000円 | | | <u>の例によることもしくは同条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項および47の項において「旧租税特別措置法」という。）第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</u> | | | ル以上3ヘクタール未満のもの 390,000円 カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 510,000円 キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 660,000円 ク 10ヘクタール以上のもの 870,000円 |
| 46 | 租税特別措置法第28条の4第3項第6号もしくは第7号ロ、 <u>第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニまたは第63条第3項第6号もしくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅</u> | 優良住宅新築認定申請手数料 | 新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア 100平方メートル以下のもの 6,200円 イ 100平方メートルを超え、500平方メ | 認定申請のとき。 | 46 | 租税特別措置法第28条の4第3項第6号もしくは第7号ロ、 <u>第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号もしくは第7号ロまたは第68条の69第3項第6号もしくは</u> | 優良住宅新築認定申請手数料 | 新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア 100平方メートル以下のもの 6,200円 イ 100平方メートルを超え、500平方メ | 認定申請のとき。 |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---------------------------------|--|--|--|--|----------------|--|-----------------|
| の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | | 一 トル以下のもの 8,600円 ウ 500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円 エ 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 35,000円 オ 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの 43,000円 カ 50,000平方メートルを超えるもの 58,000円 | | <u>は第7号ロ</u> に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | | 一 トル以下のもの 8,600円 ウ 500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円 エ 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 35,000円 オ 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの 43,000円 カ 50,000平方メートルを超えるもの 58,000円 | |
| 47 <u>削除</u> | | | | 47 <u>平成10年改正措置</u> <u>良質住宅新築法附則第20条第3項</u> <u>の規定によりなお従</u> | <u>認定申請手数料</u> | <u>新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u> | <u>認定申請のとき。</u> |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | | | | |
|-----|-------------------|--------------|------------------|--|----|--|--------------|----------|-------|-----|
| | | | | <p><u>前の例によることまたは同条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</u></p> | | <p><u>ア 100平方メートル以下のもの 6,200円</u> <u>イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 8,600円</u> <u>ウ 500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円</u> <u>エ 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 35,000円</u> <u>オ 10,000平方メートルを超えるもの 43,000円</u></p> | | | | |
| 57 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法 | 長期優良住宅建築等計画等 | 次に掲げる区分に応じて、認定申請 | とき。 | 57 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法 | 長期優良住宅建築等計画認 | 次に掲げる区分に | 認定申請の | とき。 |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|----------------|--|--|---|---------------|---|--|
| <p>律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画</p> <p><u>または長期優良住宅維持保全計画</u>の認定の申請に対する審査</p> | <p>認定申請手数料</p> | <p>に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、<u>長期優良住宅建築等計画に係る新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。以下同じ。）のときは第1号ア（ア）または同号イ（イ）に掲げる額、長期優良住宅建築等計画に係る新築住宅以外の住宅または長</u></p> | | <p>律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>定申請手数料</p> | <p>に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、<u>新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。以下同じ。）のときは第1号ア（ア）または同号イ（イ）に掲げる額、既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）のときは第2号ア（ア）または同号イ（イ）</u></p> | |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----|--|---|--|-----|--|---|--|
| | | <p><u>期優良住宅維持保全計画に係る住宅</u> (以下これらを「既存住宅」という。)のときは第2号ア(ア)または同号イ(ア)に掲げる額) (認定申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に</p> | | | | <p>に掲げる額) (認定申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を</p> | |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----|--|---|--|-----|--|---|--|
| | | <p>規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 新築住宅の場合</p> <p>ア 認定申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写しが提出されたとき。</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの</p> | | | | <p>加えた額) の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 新築住宅の場合</p> <p>ア 認定申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写しが提出されたとき。</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの</p> | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | 7,100円 (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円 (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,000円 (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円 (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | | | | 7,100円 (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円 (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,000円 (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円 (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | 57,000円 (カ) 5,000 平方メー ルを超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 94,000円 (キ) 10,000 平方メー ルを超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 161,000円 (ク) 20,000 平方メー ルを超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 190,000円 (ケ) 30,000 平方メー ルを超える もの 203,000円 イ ア以外のと | | | | | 57,000円 (カ) 5,000 平方メー ルを超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 94,000円 (キ) 10,000 平方メー ルを超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 161,000円 (ク) 20,000 平方メー ルを超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 190,000円 (ケ) 30,000 平方メー ルを超える もの 203,000円 イ ア以外のと | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | き。 (ア) 100平方メートル以内のもの 52,000円 (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 122,000円 (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 196,000円 (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 386,000円 (オ) 2,500平方メートル | | | | | き。 (ア) 100平方メートル以内のもの 52,000円 (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 122,000円 (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 196,000円 (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 386,000円 (オ) 2,500平方メートル | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| | | | ルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 691,000円 (カ) 5,000 平方メート ルを超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 1,188,000 円 (キ) 10,000 平方メート ルを超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 2,198,000 円 (ク) 20,000 平方メート ルを超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 3,140,000 | | | | ルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 691,000円 (カ) 5,000 平方メート ルを超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 1,188,000 円 (キ) 10,000 平方メート ルを超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 2,198,000 円 (ク) 20,000 平方メート ルを超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 3,140,000 | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|
| | | | 円 (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの 3,847,000 円 | | | | | 円 (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの 3,847,000 円 | |
| | | | (2) 既存住宅の場合 ア 申請に併せて、第1号アに規定する書類が提出されたとき。 | | | | | (2) 既存住宅の場合 ア 申請に併せて、第1号アに規定する書類が提出されたとき。 | |
| | | | (ア) 100平方メートル以内のもの 10,000円 | | | | | (ア) 100平方メートル以内のもの 10,000円 | |
| | | | (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000 円 | | | | | (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000 円 | |
| | | | (ウ) 500平方メートルを超え、 | | | | | (ウ) 500平方メートルを超え、 | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | 1,000平方 メートル以 内のもの 33,000円 (エ) 1,000 平方メー トルを超え、 2,500平方 メートル以 内のもの 47,000円 (オ) 2,500 平方メー トルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 85,000円 (カ) 5,000 平方メー トルを超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 140,000円 (キ) 10,000 平方メー トルを超え、 | | | | | 1,000平方 メートル以 内のもの 33,000円 (エ) 1,000 平方メー トルを超え、 2,500平方 メートル以 内のもの 47,000円 (オ) 2,500 平方メー トルを超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 85,000円 (カ) 5,000 平方メー トルを超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 140,000円 (キ) 10,000 平方メー トルを超え、 | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | 20,000平方 メートル以 内のもの 242,000円 (ク) 20,000 平方メート ルを超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 284,000円 (ケ) 30,000 平方メート ルを超える もの 304,000円 イ ア以外のと き。 (ア) 100平 方メートル 以内のもの 78,000円 (イ) 100平 方メートル を超え、500 平方メート ル以内のも の | | | | | 20,000平方 メートル以 内のもの 242,000円 (ク) 20,000 平方メート ルを超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 284,000円 (ケ) 30,000 平方メート ルを超える もの 304,000円 イ ア以外のと き。 (ア) 100平 方メートル 以内のもの 78,000円 (イ) 100平 方メートル を超え、500 平方メート ル以内のも の | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | 183,000円 (ウ) 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの 293,000円 | | | | | 183,000円 (ウ) 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの 293,000円 | | |
| | | | (エ) 1,000平方メートルを超え、 2,500平方メートル以内のもの 579,000円 | | | | | (エ) 1,000平方メートルを超え、 2,500平方メートル以内のもの 579,000円 | | |
| | | | (オ) 2,500平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円 | | | | | (オ) 2,500平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円 | | |
| | | | (カ) 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以 | | | | | (カ) 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以 | | |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---------------------------------------|----------------------------|---|----------------|---------------------------------------|----------------------------|---|----------------|
| | | 内のもの 1,782,000 円 (キ) 10,000 平方メー ルを超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 3,296,000 円 (ク) 20,000 平方メー ルを超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 4,710,000 円 (ケ) 30,000 平方メー ルを超える もの 5,770,000 円 | | | | 内のもの 1,782,000 円 (キ) 10,000 平方メー ルを超え、 20,000平方 メートル以 内のもの 3,296,000 円 (ク) 20,000 平方メー ルを超え、 30,000平方 メートル以 内のもの 4,710,000 円 (ケ) 30,000 平方メー ルを超える もの 5,770,000 円 | |
| 58 長期優良住宅の普 及の促進に関する法 律第8条第1項の規 | 長期優良住宅 建築等計画等 変更認定申請 | 変更認定申請に係 る住宅が属する一 の建築物の当該計 | 変更認定申 請のとき。 | 58 長期優良住宅の普 及の促進に関する法 律第8条第1項の規 | 長期優良住宅 建築等計画変 更認定申請手 | 変更認定申請に係 る住宅が属する一 の建築物の当該計 | 変更認定申 請のとき。 |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|------------------|-----|--|--|--|---------------------------------|----|--|--|--|
| 定に基づく長期優良住宅建築等計画 | 手数料 | 画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、新築住宅の場合においては、前項第1号ア(ア)から(ケ)までまたは同号イ(ア)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同号ア(ア)または同号イ(ア)または同号ウの(ア)に掲げる額）、既存住宅の場合においては、前項第2号ア(ア)から(ケ)までまたは同号イ(ア)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅 | | | 定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 数料 | 画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、新築住宅の場合においては、前項第1号ア(ア)から(ケ)までまたは同号イ(ア)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同号ア(ア)または同号イ(ア)または同号ウの(ア)に掲げる額）、既存住宅の場合においては、前項第2号ア(ア)から(ケ)までまたは同号イ(ア)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅 | | |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----|--|--|---|-----|--|--|---|
| | | | <p>の場合において は、同号ア(ア)ま たは同号イ(ア)に 掲げる額) (変更 認定申請に併せて 長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律第8条第2項 において準用する 同法第6条第2項 の規定に基づく申 出があった場合に おいては、一の建 築物について1の 項に掲げる額(認 定申請に係る計画 に特定構造計算基 準等適合審査をす る部分が含まれる 場合においては特 定構造計算基準等 適合審査をする部 分ごとに1の2の 項に掲げる額の手 数料を加えた額、 建築基準法第87条 の4に規定する昇 降機に係る部分が</p> | | | | <p>の場合において は、同号ア(ア)ま たは同号イ(ア)に 掲げる額) (変更 認定申請に併せて 長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律第8条第2項 において準用する 同法第6条第2項 の規定に基づく申 出があった場合に おいては、一の建 築物について1の 項に掲げる額(認 定申請に係る計画 に特定構造計算基 準等適合審査をす る部分が含まれる 場合においては特 定構造計算基準等 適合審査をする部 分ごとに1の2の 項に掲げる額の手 数料を加えた額、 建築基準法第87条 の4に規定する昇 降機に係る部分が</p> |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|---|---|------------|---|---|---|------------|
| | | 含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) | | | | 含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) | |
| 59 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合または同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合または管理者等が選任された場合の当該計画の変更認定申請手数料 | 2,300円 | 変更認定申請のとき。 | 59 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合または同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合または管理者等が選任された場合の当該計画の変更認定申請手数料 | 2,300円 | 変更認定申請のとき。 |
| 60 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画または長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 | <u>長期優良住宅建築等計画等</u> の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 | 2,300円 | 承認申請のとき。 | 60 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 | <u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 | 2,300円 | 承認申請のとき。 |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | | |
|---|---|---|-----------------|---|---------------------------|---|-----------------|--|
| <p><u>60の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</u></p> | <p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</p> | <p>160,000円</p> | <p>許可申請のとき。</p> | <p>(新設)</p> | | | | |
| <p><u>60の2の2</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> | <p>次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号エもしくはオもしくは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは第2号エに規定</p> | <p>認定申請のとき。</p> | <p><u>60の2</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> | <p>次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号エもしくはオもしくは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは第2号エに規定</p> | <p>認定申請のとき。</p> | |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----|--|--|---|-----|--|--|---|
| | | | <p>する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額) とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額) とし、認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に</p> | | | | <p>する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額) とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額) とし、認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に</p> |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----|--|--|--|-----|--|--|--|
| | | <p>掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。 4,700円</p> <p>イ 共同住宅等のうち一の住</p> | | | | <p>掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。 4,700円</p> <p>イ 共同住宅等のうち一の住</p> | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | <p>戸ごとの申請 のとき。</p> <p>(ア) 申請す る戸数が1 のもの 4,700円</p> <p>(イ) 同時に 申請する戸 数が2以上 5以下のも の 9,400 円</p> <p>(ウ) 同時に 申請する戸 数が6以上 10以下のも の 16,000 円</p> <p>(エ) 同時に 申請する戸 数が11以上 25以下のも の 27,000 円</p> <p>(オ) 同時に 申請する戸 数が26以上 50以下のも</p> | | | | | <p>戸ごとの申請 のとき。</p> <p>(ア) 申請す る戸数が1 のもの 4,700円</p> <p>(イ) 同時に 申請する戸 数が2以上 5以下のも の 9,400 円</p> <p>(ウ) 同時に 申請する戸 数が6以上 10以下のも の 16,000 円</p> <p>(エ) 同時に 申請する戸 数が11以上 25以下のも の 27,000 円</p> <p>(オ) 同時に 申請する戸 数が26以上 50以下のも</p> | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| | | | <p>の 45,000円</p> <p>(カ) 同時に申請する戸数が51以上100以下のもの</p> <p>82,000円</p> <p>(キ) 同時に申請する戸数が101以上200以下のもの</p> <p>131,000円</p> <p>(ク) 同時に申請する戸数が201以上300以下のもの</p> <p>170,000円</p> <p>(ケ) 同時に申請する戸数が301以上のもの</p> <p>185,000円</p> <p>ウ 共同住宅等のうち一の建築物の住戸の</p> | | | | <p>の 45,000円</p> <p>(カ) 同時に申請する戸数が51以上100以下のもの</p> <p>82,000円</p> <p>(キ) 同時に申請する戸数が101以上200以下のもの</p> <p>131,000円</p> <p>(ク) 同時に申請する戸数が201以上300以下のもの</p> <p>170,000円</p> <p>(ケ) 同時に申請する戸数が301以上のもの</p> <p>185,000円</p> <p>ウ 共同住宅等のうち一の建築物の住戸の</p> | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|
| | | | 部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）に係る申請のとき。 (ア) 1棟の総戸数が1のもの 4,700円 (イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 9,400円 (ウ) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 16,000円 (エ) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 27,000円 (オ) 1棟の総戸数が26以上50以下 | | | | | 部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）に係る申請のとき。 (ア) 1棟の総戸数が1のもの 4,700円 (イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 9,400円 (ウ) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 16,000円 (エ) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 27,000円 (オ) 1棟の総戸数が26以上50以下 | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|---|--|--|
| | | | のもの 45,000円 (カ) 1棟の 総戸数が51 以上100以 下のもの 82,000円 (キ) 1棟の 総戸数が 101以上200 以下のもの 131,000円 (ク) 1棟の 総戸数が 201以上300 以下のもの 170,000円 (ケ) 1棟の 総戸数が 301以上の もの 185,000円 エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分 (住宅の用途 に供する共用 | | | | のもの 45,000円 (カ) 1棟の 総戸数が51 以上100以 下のもの 82,000円 (キ) 1棟の 総戸数が 101以上200 以下のもの 131,000円 (ク) 1棟の 総戸数が 201以上300 以下のもの 170,000円 (ケ) 1棟の 総戸数が 301以上の もの 185,000円 エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分 (住宅の用途 に供する共用 | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|---|--|--|
| | | | 廊下、共用階 段その他の共 用部分をい う。以下同 じ。)に係る 申請のとき。 (ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 9,300円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メート ル以内のも の 16,000 円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを | | | | 廊下、共用階 段その他の共 用部分をい う。以下同 じ。)に係る 申請のとき。 (ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 9,300円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メート ル以内のも の 16,000 円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|---|--|--|
| | | | <p>超え、2,000 平方メー トル以内の もの 26,000 円</p> <p>(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内の もの 80,000 円</p> <p>(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 126,000円</p> <p>(カ) 当該部 分の床面積 の合計が</p> | | | | <p>超え、2,000 平方メー トル以内の もの 26,000 円</p> <p>(エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内の もの 80,000 円</p> <p>(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 126,000円</p> <p>(カ) 当該部 分の床面積 の合計が</p> | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|
| | | | <p>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p> <p>160,000円</p> <p>(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>200,000円</p> <p>オ 共同住宅等のうち一の建築物の住宅でない部分（住戸の部分および共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が</p> | | | | | <p>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p> <p>160,000円</p> <p>(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>200,000円</p> <p>オ 共同住宅等のうち一の建築物の住宅でない部分（住戸の部分および共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が</p> | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | 300平方メートル以内のもの 9,300円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方 | | | | | 300平方メートル以内のもの 9,300円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方 | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| | | | メートルを 超え、5,000 平方メー ル以内のも の 80,000 円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 126,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 160,000円 (キ) 当該部 分の床面積 | | | | | | メートルを 超え、5,000 平方メー ル以内のも の 80,000 円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 126,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 160,000円 (キ) 当該部 分の床面積 |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| | | | <p>の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 200,000円</p> <p>カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物</p> <p>(ア) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートル以 内のもの 9,300円</p> <p>(イ) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートルを 超え、1,000 平方メート ル以内のも の 16,000 円</p> <p>(ウ) 建築物 の延べ面積 が1,000平 方メートル</p> | | | | <p>の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 200,000円</p> <p>カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物</p> <p>(ア) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートル以 内のもの 9,300円</p> <p>(イ) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートルを 超え、1,000 平方メート ル以内のも の 16,000 円</p> <p>(ウ) 建築物 の延べ面積 が1,000平 方メートル</p> | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|
| | | | <p>を超え、 2,000平方 メートル以 内のもの 26,000円 (エ) 建築物 の延べ面積 が2,000平 方メートル を超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 80,000円 (オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平 方メートル を超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 126,000円 (カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平 方メートル を超え、</p> | | | | | <p>を超え、 2,000平方 メートル以 内のもの 26,000円 (エ) 建築物 の延べ面積 が2,000平 方メートル を超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 80,000円 (オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平 方メートル を超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 126,000円 (カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平 方メートル を超え、</p> | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|--|---|--|--|
| | | | <p>25,000平方メートル以内のもの 160,000円 (キ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>(2) 第1号の場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅のとき。 35,000円 イ 共同住宅等のうち一の住戸ごとの申請のとき。 (ア) 申請する戸数が1のもの 35,000円 (イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの</p> | | | | | | <p>25,000平方メートル以内のもの 160,000円 (キ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>(2) 第1号の場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅のとき。 35,000円 イ 共同住宅等のうち一の住戸ごとの申請のとき。 (ア) 申請する戸数が1のもの 35,000円 (イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの</p> | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | の 69,000 円 (ウ) 同時に 申請する戸 数が6以上 10以下のも の 97,000 円 (エ) 同時に 申請する戸 数が11以上 25以下のも の 137,000円 (オ) 同時に 申請する戸 数が26以上 50以下のも の 197,000円 (カ) 同時に 申請する戸 数が51以上 100以下の もの 283,000円 (キ) 同時に 申請する戸 | | | | | の 69,000 円 (ウ) 同時に 申請する戸 数が6以上 10以下のも の 97,000 円 (エ) 同時に 申請する戸 数が11以上 25以下のも の 137,000円 (オ) 同時に 申請する戸 数が26以上 50以下のも の 197,000円 (カ) 同時に 申請する戸 数が51以上 100以下の もの 283,000円 (キ) 同時に 申請する戸 | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|
| | | | 数が101以上200以下のもの 385,000円 (ク) 同時に申請する戸数が201以上300以下のもの 508,000円 (ケ) 同時に申請する戸数が301以上のもの 600,000円 ウ 共同住宅等 のうちの建築物の住戸の部分に係る申請のとき。 (ア) 1棟の総戸数が1 のもの 35,000円 (イ) 1棟の総戸数が2 以上5以下のもの | | | | | 数が101以上200以下のもの 385,000円 (ク) 同時に申請する戸数が201以上300以下のもの 508,000円 (ケ) 同時に申請する戸数が301以上のもの 600,000円 ウ 共同住宅等 のうちの建築物の住戸の部分に係る申請のとき。 (ア) 1棟の総戸数が1 のもの 35,000円 (イ) 1棟の総戸数が2 以上5以下のもの | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| | | | 69,000円 (ウ) 1棟の 総戸数が6 以上10以下 のもの | | | | | 69,000円 (ウ) 1棟の 総戸数が6 以上10以下 のもの | |
| | | | 97,000円 (エ) 1棟の 総戸数が11 以上25以下 のもの | | | | | 97,000円 (エ) 1棟の 総戸数が11 以上25以下 のもの | |
| | | | 137,000円 (オ) 1棟の 総戸数が26 以上50以下 のもの | | | | | 137,000円 (オ) 1棟の 総戸数が26 以上50以下 のもの | |
| | | | 197,000円 (カ) 1棟の 総戸数が51 以上100以 下のもの | | | | | 197,000円 (カ) 1棟の 総戸数が51 以上100以 下のもの | |
| | | | 283,000円 (キ) 1棟の 総戸数が 101以上200 以下のもの | | | | | 283,000円 (キ) 1棟の 総戸数が 101以上200 以下のもの | |
| | | | 385,000円 (ク) 1棟の 総戸数が | | | | | 385,000円 (ク) 1棟の 総戸数が | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | <p>201以上300 以下のもの 508,000円 (ケ) 1棟の 総戸数が 301以上の もの 600,000円</p> <p>エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 109,000円</p> <p>(イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メート</p> | | | | | <p>201以上300 以下のもの 508,000円 (ケ) 1棟の 総戸数が 301以上の もの 600,000円</p> <p>エ 共同住宅等 のうち一の建 築物の共用廊 下等の部分に 係る申請のと き。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 109,000円</p> <p>(イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メート</p> | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | ル以内のもの の 138,000円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを 超え、2,000 平方メート ル以内のも の 180,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の 280,000円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを | | | | | ル以内のもの の 138,000円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを 超え、2,000 平方メート ル以内のも の 180,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の 280,000円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|--|---|--|
| | | | <p> 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 359,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 429,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 500,000円 オ 共同住宅等 のうちの建 築物の住宅で ない部分に係 る申請のと き。 </p> | | | | | | <p> 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 359,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 429,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 500,000円 オ 共同住宅等 のうちの建 築物の住宅で ない部分に係 る申請のと き。 </p> | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|---|--|--|
| | | | (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円 | | | | (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円 | | |
| | | | (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円 | | | | (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円 | | |
| | | | (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円 | | | | (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円 | | |
| | | | (エ) 当該部 | | | | (エ) 当該部 | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内の もの 546,000円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 670,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの | | | | | 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内の もの 546,000円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 670,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|---|--|--|
| | | | 789,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 900,000円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートル以 内のもの 242,000円 (イ) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートルを 超え、1,000 平方メート ル以内のも の 300,000円 (ウ) 建築物 | | | | 789,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 900,000円 カ 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外 の建築物 (ア) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートル以 内のもの 242,000円 (イ) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートルを 超え、1,000 平方メート ル以内のも の 300,000円 (ウ) 建築物 | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|--|--|---|--|-----|--|--|---|--|--|
| | | | <p>の延べ面積 が1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの 384,000円</p> <p>(エ) 建築物 の延べ面積 が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>(オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(カ) 建築物 の延べ面積</p> | | | | | <p>の延べ面積 が1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの 384,000円</p> <p>(エ) 建築物 の延べ面積 が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>(オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(カ) 建築物 の延べ面積</p> | | |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|--|--|---|-----|--|--|---|
| | | | が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円 (キ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円 | | | | が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円 (キ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円 |
| <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年10月1日より施行する。ただし、別表(5)の表39、39の2、44の3の2、44の3の3、45から47および60の2、60の2の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> | | | | | | | |